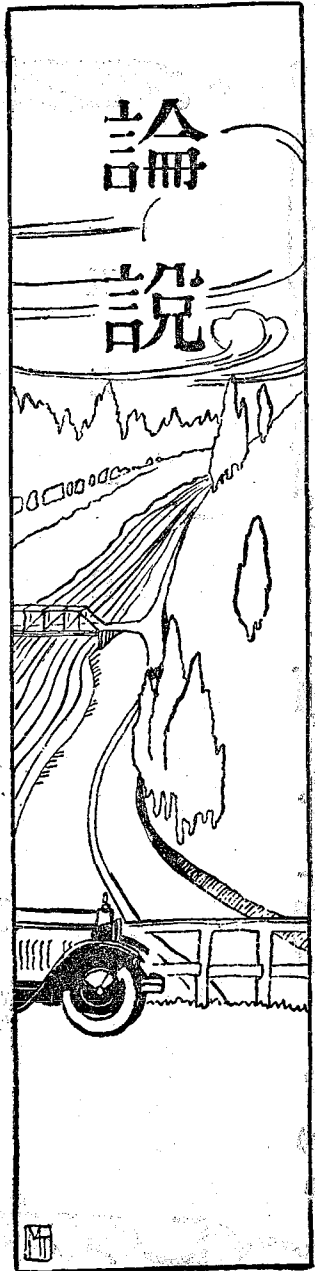


論 說



失業救済土木事業の

能率と建築線突出建築物除却の

方法に依る道路の新設擴築

東京府内務部長 菊池 慎三

第一 失業救済土木事業の能率に就て

年末及年初の所謂勞働霜枯季節に於ける自由勞働者失業救済土木事業は兩三年來の試験的施設

の結果將來に亘る恒久的施設ならうとして居る。所が此の如き失業救済施設としての土木事業は、元來職業紹介の當局者が所謂自由労働者の要求處遇に苦しんだ末の試験的施設として始められた形があるが、失業救済方法として土木事業が選ばれるとは、古今東西屢々見る所である。従つて失業救済施設は一般土木事業執行の局に當る者は、決して之を所管外として看過すべきものではない。事業執行の方法が従來の例に従つて、直營又は請負とし、直營の場合でも努力の供給は従來の如く親方請負者を経由することが、無難であり便利であり従つて單なる土木行政の立場から此の方法に依りたいと考がへるであらう。併し若し同時に失業救済と云ふ重大なる社會政策上の効果を收め得られるならば、夫は所謂一石二鳥の最も好ましい事柄である。今日は正に兩三年間の試験的施設の成績を考查するに熟した時期であらうと思ふ。右の考で昨年十二月東京市長の職務を管掌した當時恰かも昭和二年度失業救済土木事業を始める際であつたので、私は關係部局に若干の調査を求め、且失業救済土木事業の便否に付て意見の交換をしたのであつたが、大なる不便を感じないと言ふ話であつた。唯事業の選擇竝一箇所に於ける従業者数の安排従業者統御のことに等に注意すべき點があると言ふ様なことであつた。一體年末年始にかけて自由労働力が過剩状態になる言ふことが恒例であるならば、成るべく此の季節を擇んで事業に着手することは、一般公共事業の執行に付て宜を得たものであると思ふ。『子曰く千乗の國を道むるには、事を敬みて信用を節して人を愛し、民を使ふに時を以てす。』所謂民を使ふに時を以てするの趣旨を推せば、土木事業執行の時期を選ぶべきは當然である。官公の事業執行の任に當る者は、單に其の完成のみを目標とすることなく、完成の方法

如何が國家社會一般に及ぼす影響をも考慮しなければならぬ。失業を救済するには相當なる賃銀を支拂へば足りぬ。社會事業なるが故に敢て賃銀を多額に拂ふ必要はない。經濟界の狀況に鑑みて相當なる賃銀を決定すべきである。勞力の請負供給の場合に勞力の直接使用の場合には監督費を斟酌して若干の差等を設けて然るべきである。不熟練勞働訓練なき結束なき烏合の自由勞働者の能率が不十分であれば監督し訓練して能率を高からしむべきである。而して私は敢て所謂失業期間に拘らず、平時の土木事業の場合に於ても勞力の請負供給と勞力の直接使用とを適當に選擇すべきであると思ふ。勞働問題の見地からも請負供給者は兎角搾取者に見られ、亦其實が往々にして然るのである。訓練なき不熟練勞力を適當に使用するに付ては職業紹介の當局者なき、連絡協調して其の不便を感じない様に進めて行くべきであらう。次に私が調査を求めた所の東京市各事業部局の失業救済土木事業の能率調査表を掲げる。此の調査を總括するに失業救済事業として實行せずして、若し普通請負に附する場合に於ては大體八分三厘位工事費が節約し得られる。即ち失業救済事業は失業救済なる別箇の目的を附隨する爲一割足らずの不經濟なる。尤も失業救済事業の場合には、やかましい起債も迅速に認められるし、殊に賃銀の半額は國庫から補助があるので、公共團體としては、差引大に儲かる計算である。が私は將來に於ては此の一割足らずの差異も次第に減少せしめて、失業救済施設として、普通請負の方法に依りても、略々同額の工費で濟む如く工夫すべきであり、且漸次其の方向に進むべきであらうと思ふ。

昭和二年度東京市失業救済土木事業能率調査

事業費目 工事名

(道路課)

本郷區根津八重垣
町道路築造工事

失業救濟事
業費金額

請負に附ス
ル時ノ金額

請負ニ附スル場合
ノ減額割合

二四、八〇〇圓

一九、五七九圓

二割一分

五九、八二四

五四、六一四

八分七厘一毛

七五、〇一七

六八、四八四

同

五七、三六五

五二、三六九

同

六〇、六三一

五五、三五一

同

三〇、四〇七

二七、七五九

同

八、六二六

七、八七四

同

六三、二三八

五七、七三一

同

四三、二〇〇

三八、八八〇

一割

二四、九〇〇

二〇、一〇三八

一割七分九厘

一六、八二〇

一五、一三八

一割

三六、二八〇

三一、六五二

同

三三、〇〇〇

三二、二九一

二分一厘

(下水道課)

小石川區大塚坂下
町附近改良工事
麻布區新網町
附近改良工事
四谷區坂下
附近改良工事
近改良工
牛込區早稻田鶴卷
町附近改良工事

(財産課)

芝浦第一號埋立地
内道路築造工事
深川區濱園町埋立
地道路築造工事

(河港課)

神田川筋小石川橋際
左岸護岸改良工事
外濠筋一ツ橋
下流在岸整理

赤坂區北町二丁目間
南町一丁目間
鐵道連絡工事

論 説

水道鐵管
工事費
(水道局)

合計

日本橋本船町間	二一、七六二	二一、三〇四	二分一厘
芝區三田四國町	二五、六五三	二五、〇三二	二分四厘
日本橋區元大工町間	九、九三五	九、七八一	一分六厘
千駄ヶ谷町鐵管補強工事	九、〇三二	八、八一二	二分五厘
日本橋本自二ノ二〇間	三五、四二六	三三、七四三	四分六厘
材木町至一ノ一九間	八一、八一〇	九七、二二九	二分四厘
京橋區富島町三番地	一七、七六四		
間鐵管敷設工事			
同			
附帶工事			
自下谷區龍泉寺町合間	二九一、〇〇〇	二八二、三〇〇	三分
至淺草區田中町四四間	一九、四八七	一八、九九四	二分六厘
鐵管敷設工事			
排水口新設工事	一六、六八二	一五、八八四	四分八厘
附屬器具室內泥			
掃除並ニ塗替	九、七三八	九、〇二九	七分三厘
掘上及在庫鐵管類掃			
除塗替並置場整理	七一	六五一	八分四厘
給水栓調書			
索引整理	一、二九三、一〇八	一、一八六、五一九	八分三厘

第二 建築線突出建築物除却の方法に依る道路の新設擴張

道路の新設擴張を遂行するに付ては、計劃用地の取得及地上物件の取拂を必要とするが其の方法は土地收用法都市計畫法耕地整理法等の規定に依るものであるが、市街地に於ては市街地建築物法令の活用に依るの捷徑もある。建築線の強力なる效果として建築線内に於ては將來建築を禁止する。而して道路の新設擴張の計畫があり之を告示すれば建築線たる效果を生ずるのであるから將來に亘つて道路計畫用地内は未建築地として保留せられ道路の新設擴張を容易ならしめる偉大なる效果を發生する。併しながら法施行以來日尙淺いせいもあらうが私は未だ此の偉大なる計畫道路の建築線の効果が發揮せられ道路の新設擴張が實現せられた顯著なる事例を承知しない。都市計畫法適用都市に於ては所謂道路網計畫の決定が漸次行はれてゐるので將來に於ては此の偉大なる計畫道路建築線の効果が發揮せられて所謂公費を投ぜずして適當なる道路の實現を見るこゝが出来やうと思はれる。私は將來に嚮望するの外は無い。

更に私は建築線の效力發生前既存の建築物の除却に付ても市街地建築物法の活用を提唱したい。甚だ遺憾とする所は之に關する法文の甚だ難解であり從來未だ曾て適用せられたこゝもなく且之を適用する模様の無いこゝである。私は先づ關係條文を掲げる。

市街地建築物法第十八條第一項及第三項本法適用區域ノ設定若ハ變更地域若ハ地區ノ指定若ハ變更其ノ他ノ場合ニ於テ從來存在スル建築物カ其ノ後新ニ建築セラレタリトせば本法又ハ本

ある。補償義務の有無及補償金額は補償審査會裁定する。之が圓曲なる運用は土地收用法の場合と同様にすることも出来るが、市街地建築物法令は計畫道路上の既存建築物に對し、端的直接に建築線を突出する建築物なるの故を以て、期間を指定して除却命令を發して、建築物除却を強行し得しめる。換言すれば建築物を侵して居る建築物の切捨御免である。唯之に依つて通常生ずる損害は其の権利者の請求に基き補償審査會の裁決に従つて補償すれば足りる。高壓的ムツソリニ式であるが、公共事業遂行上極めて強力であり直截簡明であり實行容易である。國法が認容する此の執行方法を當該官吏吏員が斷行することを憚るべき理由は無い。土地所有權は別に收用方法を講ずる丈のこゝである。而も道路の新設擴張に因る受益者負擔金で相殺することが出来る。東京に於ては建築線突出建築物の除却を命じ得る行政官廳は市街地建築物法施行の權限を有する警視廳であるから、道路管理者と異なる爲多少實行上の不便があるが道府縣に於ては土地收用法に依るに比して却て施行上の便宜があらうと思はれる。殊に補償審査會は會長は地方長官で收用審査會と同様であるが關係各府縣高等官學識經驗ある者の外に特に補償金を負擔する市町村の吏員及市町村會議員を充て得る點に於て組織宜しきを得て居る。今日まで市街地道路の新設擴張に當つて建築物法に基いて建築物の除却を命ずるの事例を聞かない。補償審査會も未だ成立したものが無い。市街地建築物法令の規定を活用して計畫道路内の式築物除却處分を斷行することは、路局政者も時に考究して運用の妙を發揮したらよからうと思ふ。誰が此の先陣を務めるか、誰が路政の新局面を展開して行くであらうか。